

IV 委員会提言

三重県レッドデータブック改訂委員会からの提言

三重県レッドデータブックの今回の改訂により、三重県の生物多様性を確保するうえで重要な種の現状を明らかにすることができたが、作業を進める中で様々な問題点や将来に向けての課題も指摘された。また、今後の保護・保全施策の推進には、行政による保全施策とともに、開発を行う事業者や県民一人ひとりの理解と息の長い取り組みが必要である。

そこで、課題や今後の施策において重要と考えられる点について、改訂委員会からの提言としてまとめておきたい。

1 保護・保全の取り組み

レッドデータブック作成の重要な意義の一つに、今後保護すべき種について客観的な基準を与えることにあり、掲載された種の生息地だけでなく、周辺地域を含めた環境保全が図られる必要がある。三重県レッドデータブック2005（以下、三重県RDB2005）の委員会提言において、現行法制度を含む複合的な対策と、絶滅が迫っている種の積極的な保護策を講じていくことを求めた。その後、県はこれらの提言等をうけ、平成18年度より「三重県生物多様性保全検討委員会」を設置し、希少生物に配慮した公共事業が行われるよう助言を行う会議を開催するようになった。また、平成20年度に三重県自然環境保全条例に基づき「祓川自然環境保全地域」を指定し、地元自治体や地域の住民とともにタナゴ類やイシガイ類の保護活動を進めるとともに、平成25年度には「香肌峡県立自然公園」の公園計画を作成し、特別地域の指定と生態系維持回復事業計画を策定した。しかし、今回の改訂において絶滅のおそれのある種が259種増加していることから、将来の絶滅危惧種をこれ以上増やさないためにも、引き続き以下のような取り組みや配慮が望まれる。

(1) 開発行為に対する取り組み

絶滅につながる最大の要因は、人為的な開発行為である。レッドデータブックは開発行為における保全すべき種の選定において利用されることが多いが、開発事業者は大規模開発における環境影響評価の実施に限らず、小規模開発においても現況調査等を実施し、重要な絶滅危惧種が生息・生育する時には、先ずはその生息・生育地を保護することが求められ、開発の抑制や変更も必要である。東日本大震災を機にした防災意識の高まりなどにより、しばしば変更が困難な場合もあるが、その際も学識経験者の意見を聞き、自然と共生できる工法を導入する等の工夫が望まれる。

また、県全域の生物多様性保全のため、絶滅危惧種が多く生息・生育するような場所については、県や市町の自然保護部局が協力して、土地所有者の理解を得ながら、今後も県条例に基づく「自然環境保全地域」を指定し、「特別地区」や「野生動植物保護地区」を設けることで、開発行為を抑止することも前向きに検討する必要がある。

(2) 乱獲及び盗掘防止の取り組み

絶滅危惧種はその希少性から、一部の心ない人々による飼育や鑑賞の為の採取が絶滅の危機を高めている。三重県RDB2005の発刊以降も、県では地元自治体や関係機関と連携したパトロールや、「三重県自然環境保全指導員」による巡視が行われているが、依然として乱獲や盗掘の危険にさらされている種もある。このような絶滅危惧種の産地情報の公開については十分な配慮が必要であるが、土地所有者をはじめ、地元市町村などと連携しながら、適切な対策が取られる必要がある。そのためには、今回の改訂を契機として「指定希少野生動植物種」の追加指定を進め、それらの指定希少野生動植物種を生息地と一体的に保護していくために「三重県希少野生動植物監視地区」を指定する等、条例等に基づく法整備によるより実効性の高い施策を進めなければならない。

(3) 指定希少野生動植物種に係る取組

三重県自然環境保全条例に基づく指定希少野生動植物種は、人為的な影響により生息・生育状況が悪化し特に保護する必要がある種として指定されるものであり、指定後にその種の生息・生育状況が改善される手立てが講じられることこそが重要である。一部の指定種については継続的な調査や、専門家や地域住民等と連携した保全の取組が進められているが、引き続き県が中心となって継続的に指定種の調査を実施するとともに、専門家の意見をふまえながら保全の具体的な取り組みが進められるよう更なる体制作りをすべきである。

(4) 獣害及び移入種に対する対策

近年、ニホンジカやイノシシ等の野生鳥獣による被害が拡大しており、その影響は植物に限らず、その植物を餌としている希少な動物にとっても脅威となっている。三重県では定期的なニホンジカの生息密度調査による分布域や個体数の把握を続け、さらに生息密度を下げるために「特定鳥獣保護管理計画」に基づく個体数調整の施策を実施してきているが、その効果は十分に果たされていない。一方で、須賀利大池のハマナツメ群落のように、

防護柵により個体群の維持・回復の兆しがみられているケースもある。今後も県や市町が中心となってニホンジカ等の有害鳥獣の個体数調整に関する事業を継続するとともに、絶滅が迫っている種については、積極的に防護柵などで囲う等の対策を進める必要がある。

また、外来種や栽培種による在来種への直接的・間接的影響も大きくなっており、保全活動に名を借りた安易な移植や移入もあとを絶たない。地域での保全活動を行う際においても、従来の生息個体群の遺伝的な攪乱につながるような移植は慎む一方で、自治体や事業者、地域住民が協力して外来種等の防除活動を進めていく必要がある。

2 継続的な情報収集体制の構築

三重県RDB2005の委員会提言に、刻々と変化する生物の情報を的確に把握するための継続的な調査を求めた。その後、県ではこれらの提言を受け、希少野生動植物主要生息生育地（ホットスポットみえ）に挙げられている英虞湾・銚子川・倶留尊山・小森・経ヶ峰での野生生物分布調査や、一部の「指定希少野生動植物種」の継続調査を実施し、これらの情報が今回の改訂において活用された。レッドデータブック編纂作業で最も重要で、最も労力のかかる作業が現地調査である。今回の改訂においても、「情報不足」の種が全体の10%以上を占めているように、依然として情報の収集が十分でない分類群や地域が残されている。しがたって、引き続きこうした基礎的かつ重要なデータを継続的に積み上げる体制の確立と実行が求められる。

(1) 人材の育成・確保

絶滅危惧種をはじめとする野生生物の分布調査を継続していくうえで、これらの生物の同定や生態調査ができる専門家が不可欠だが、これらの専門家の高齢化が進んでいることは否めない。博物館などの社会教育機関、大学などの教育・研究機関、民間の調査機関、ボランティア組織などが互いに連携を密にして、新たな人材を養成していくことが必要である。

(2) 情報収集

三重県RDB2005の作成と同様、今回の改訂においても、レッドデータブックを作成するために各分野の専門家による生物多様性調査を行い、それにより得られた情報を中心に評価が行われているが、このような進め方では情報収集において限界がある。今後のレッドリストの改訂に限らず、県全域の生物多様性に関する情報を的確に把握していくためにも、県は「指定希少野生動植物種」や「自然環境保全地域」等を対象とした調査を進める一方で、県及び地元の博物館等の施設や保全活動団体等においても、各地域における生物多様性情報について計画的・継続的に調査を進め、情報を蓄積していく努力が必要である。

さらに、今回の改訂において県内全域の網羅的な調査が実施できたわけではなく、未調査の生息・生育地がたくさんある。一方で、地域の住民が重要な情報を持っている可能性があり、そのような情報を発掘・蓄積していくために、インターネット等を活用した情報共有の体制づくりを検討していく必要がある。

そして、これらの行政機関、民間団体、県民によって得られた情報が、今後の三重県の生物多様性の保全のために有効に活用されるためには、一元的な情報管理が欠かせない。標本の整備については、平成26年4月に三重県総合博物館が開館し、活用可能な状態に整理されつつあるが、今後も総合博物館等が中心となって、絶滅危惧種を含む県内の生物相の情報を標本と一体にして集約していくべきである。

(3) ネットワークの構築

三重県RDB2005の提言では「今回のレッドデータブック作成にかかわった専門家を中心にして、県内一円を網羅する生物多様性専門家のネットワークを構築する必要がある」と述べた。その後、県では三重県RDB2005作成時に協力した専門委員会を中心に、「三重県生物多様性保全アドバイザー」として登録し、公共事業における絶滅危惧種の調査や保護策に関する専門的な助言を得たり、地域での保護活動における助言を得る体制を構築し、県内の専門家が有する知識を、絶滅危惧種の保全活動において活用してきた。

これらの保全活動をより効果的に進めるうえで、多様な主体によって集められた情報を有効に活用していくためにも、専門家のみならず行政や事業者、保護団体が、三重県の生物多様性に関する新しい知見や保護活動等の取り組みに関する最新の情報を共有し、スキルアップが図れるように、分野を超えた意見交換会や勉強会の場を設ける必要がある。

3 普及・啓発

レッドデータブックの発刊は終わりではなく、多くの動植物種が絶滅の危機に瀕していることを広く県民や事業者者に周知し、自然の保護・保全についての意識の高揚が図られて、初めて意義を持つものである。三重県RDB2005発刊後も、行政だけでなく企業や民間団体等により、RDB掲載種をはじめとした生物多様性の確保に関す

るシンポジウムや意見交換会、観察会などが開催されるなど、自然環境保全に関する取り組みや配慮は以前よりなされるようになったが、県民全体でこれらの問題意識が共有されているとは言い難い。

希少野生動植物は県内各地に分布しており、これらの保護・保全については、県民一人ひとりが地域の問題の一つとして認識する必要がある。そのためには、県や市町の教育委員会や博物館、そして地域の保護団体や自治会などが中心となって、本書を活用しながら、地域の宝としての自然を守っていく意識の高揚を図る必要がある。県は、そのような地域の活動に対し、情報の提供や専門家の紹介など、積極的にサポートをするべきである。

4 レッドリスト・レッドデータブックの見直し

(1) 定期的な見直し

三重県RDB2005の提言において、レッドリストの見直し期間として5～10年とすることを求めた。今回9年ぶりに改訂版として発刊するに至ったが、今後も絶滅危惧種をはじめ、野生生物をとりまく状況は刻一刻と変化していくことが予想される。それ故、レッドリストの種の現状を記載したレッドデータブックが、引き続き種の絶滅を回避し、生物多様性を確保するための意味のある情報源であり続けるためには、常に新しい状況を的確に把握し、とりこんでゆくことが必要である。一方で、レッドデータブックに係る情報収集や編集作業の困難さを考えると、5年から10年に一回程度の改訂を継続していく必要があると考える。

(2) 評価体制の見直し

今回の改訂において評価方法は三重県RDB2005と同様の方法で行っており、一定の客観的評価を行っているが、全分類群が同一形式であることや情報が極端に少ない種、あるいは極端に多い種の評価のしかた等、依然として課題は多い。レッドデータブックの信頼性を高めるためにも、より正確で客観性のある評価ができるように改善していく必要がある。

併せて、定期的な見直しを進めるためには、普段から県の自然保護部局や総合博物館、教育機関、さらに保護団体等が連携を密にし、継続的な現地調査と情報収集およびそれらの共有を行う必要がある。そのためには、レッドリストについて意見交換ができる体制が継続的に維持されるべきである。更なる行政の理解と積極的な支援を期待したい。

2015年3月18日

三重県レッドデータブック改訂委員会